

協議事項 1

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和2年5月15日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和 2 年 5 月 14 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（北海道及び京都府については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県
の区域とする。

(3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

神戸市内の状況 (2020年5月14日17時00分現在)

検査実施総数 2771件 (神戸市環境保健研究所実施)

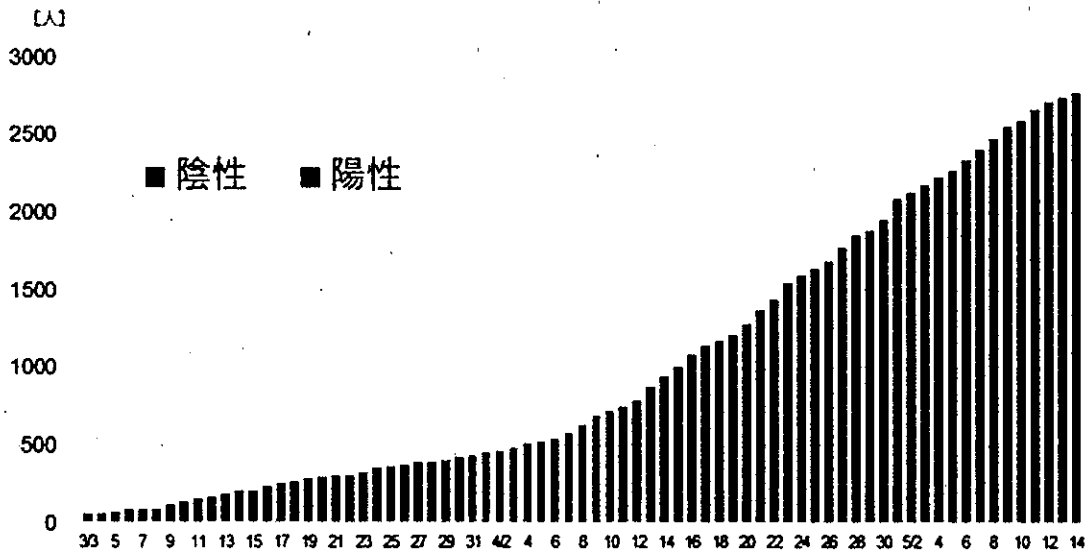
患者発生総数 (速報含) 281人 (神戸市発表分、市外在住者16人を含む)

	調査済 患者 総数	入院・入居中	[入院・入居者の内訳]		死亡	治癒確認 (退院など)
			軽症・中等症	重症		
神戸市 発表分 (市内在住)	263人	59人	50人	9人	11人	193人
(参考) 市外発表分	14人	5人	4人	1人	0人	9人
神戸市内 在住者合計	277人	64人	54人	10人	11人	202人

- 「患者発生総数 (速報含)」は、調査中の患者も含まれます。
- 「入院・入居中」は、宿泊療養に移行した人を含みます。
- 「市外発表分」とは、兵庫県及び他府県で陽性と発表された神戸市内在住者です。
- 「治癒確認 (退院など)」とは検査で病原体を保有していないことが確認できた人(他疾患で入院中の人を含む)。

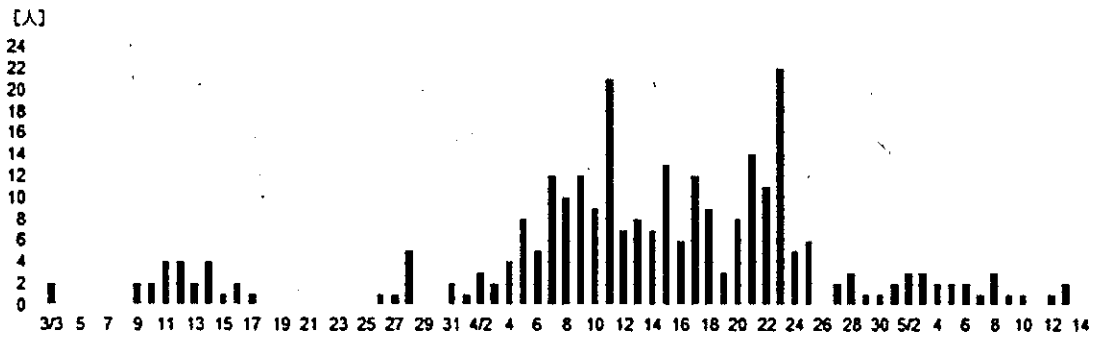
市内でのPCR検査件数及びその内訳 [累計]

※神戸市発表分



市内の感染者発生状況 [日別]

※神戸市発表分



※3月2日以前の感染者の発生はございません。

市立学校園における登校可能日の設定について

令和2年5月15日
神戸市教育委員会

兵庫県については、引き続き、「特定警戒都道府県」として5月31日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域とされているが、本日兵庫県より、県立学校の臨時休業を5月31日まで継続するが、最近の県内及び近隣府県における感染状況等を踏まえ、第1学区の県立学校について、週1回を上限として登校可能日を設定する旨の方針が示された。

これらの方針や市内の感染状況等を踏まえ、市立学校園について、臨時休業を5月31日まで継続する一方、登校可能日を5月20日(水曜)から29日(金曜)までの間に2回設定し、希望する児童生徒に対し、感染防止対策を徹底したうえで、学習状況等の確認や学習指導を行う。

1. 臨時休業期間

従来どおり、5月31日(日曜)までとする。

2. 登校可能日の設定

児童生徒の学習状況等の確認や学習指導を行うため、感染防止対策を徹底したうえで、登校可能日を設定する。なお、登校は希望する者のみとし、登校しない場合でも欠席扱いにはならない。

①対象校種

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校

②期間・回数・時間

- ・令和2年5月20日(水曜)から29日(金曜)までの間に2回
- ・1回あたり、1時間30分から2時間程度

③感染防止対策

- ・1教室あたりの入室は、15名程度(学級を2分割するなど)とし、児童生徒間の距離を離す。
- ・登校前に検温を行い、発熱など風邪の症状がみられる場合は登校させない。
- ・マスクの着用を徹底する。

④その他

- ・登校を希望しない児童生徒に対して必ず家庭訪問又は電話連絡を行い、状況把握に努める。
- ・高等学校については、各校の状況により、登校可能日を設定しない、もしくは1回のみとする場合がある。

3. その他

- ・幼稚園・特別支援学校については、登校可能日は設定しない。
- ・学校園での特別受け入れ等については、引き続き実施する。
- ・登校可能日の設定に伴う学習状況等の確認や学習指導等に必要な人員については、教職員の出勤調整の対象外とする。